

生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準

1 提案の評価方法

(1) 評価基準の適用

本評価基準については、本プロポーザルの審査において適用する。

(2) 評価方法

選定委員は、別記「評価基準表」の「評価の視点」に基づき評価する。

評価の段階の基準は次のとおり。

段階	評価の段階の基準	点
A	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が実践可能かつ効果的であるなど、特に優れている。	5点
B	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が実践可能かつ効果的であるなど、優れている。	4点
C	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されている。	3点
D	「評価の視点」の内容等の具体的な記載が不十分である。	1点
E	「評価の視点」の内容等に関して、具体的な記載がないなど、著しく不十分である。※代案の提示等により補完している場合は、不足がないものと取り扱う。	0点

(3) 順位について

ア 選定委員ごとに合計点に基づく提案者の順位を決定し、順位点を算出する。

ただし、以下の場合には「選外」と取り扱うものとし、次のイから除外する。

①「選定委員の全員の合計点が、満点の6割に満たない場合」又は「3名以上の選定委員が、満点の6割に満たない採点をした場合」に該当する場合

②評価中に「E」がある場合

イ 順位点は次のとおりとする。

順位点	1位…5点、2位…3点、3位以下…0点
-----	---------------------

ウ 選定委員全員の順位点の合計点に基づき、審査における提案者順位を決定する。

(4) 順位点が同じであった場合の取り扱い

次のとおり上位者を決定する。

ア 評価基準表の合計点が高い者

イ アが同じであった場合、評価基準表中の「企画提案」の合計点が高い者

ウ イが同じであった場合、評価基準表中の「業務遂行能力」の合計点が高い者

エ ウが同じであった場合、評価段階Aの数が多い者

オ エが同じであった場合、評価基準表中の「独自提案事項」に係る点数が高い者

生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準

評価項目	評価事項	企画提案書No.	配点	評価の視点
業務遂行能力	法人の目的・理念	1	5	・法人の目的・理念が明確であり、本業務の趣旨と親和性があるか。
	関連業務の実績	2	5	・重度自閉症者及び重症心身障がい者等の重度障がい者及びその保護者への支援について、本事業に生かせる十分な実績・経験・ノウハウを有しているか。 ・医療機関、行政等との関係機関との連携実績があるか。
	事業運営の継続性・安定性	3	10	・財政状況及び組織体制が安定しており、本事業を継続的・安定的に実施できると認められるか。
	経費の妥当性・効率性	4	10	・支援の質を確保しながら効率的な事業運営を行う工夫があるか。
	実施体制及び育成	5	10	・必要な専門性を有する職員が適切に配置されているか。 ・受託開始に向けた研修・準備が十分に計画され、事業開始後も継続的に職員の専門性を高める仕組みがあるか。
	職員処遇及び人材確保	6	10	・職員の処遇改善や採用・定着に向けた具体的な取組が示されているか。 ・欠員等が生じた場合にも安定して事業を継続できる体制があるか。
	安全管理・リスク管理	7	5	・災害・事故・急病等の対応、虐待防止、送迎・引渡し等を含め、利用者の安全を確保するための適切な体制・対策が講じられているか。
企画提案	事業方針 支援方針	8	10	・利用者一人ひとりの障がい特性や心身の状態、生活歴、本人の意向を踏まえた個別性のある支援内容と目的になっているか。 ・支援内容が具体的かつ実効性の高いものとなっているか。
		9	10	・重度障がい者の障がい特性等を理解しているか。 ・支援内容と目的が利用者に寄り添ったものとなっているか。 ・医療、福祉、行政等の関係機関の連携方法について、具体性と実効性が重視されているか。 ・地域全体で支える支援体制の考え方が具体的に示されているか。
	支援の創意・工夫	10	10	・利用者の障がい特性、心身の状況を踏まえた個別対応が具体的に示されているか。 ・急変対応、安全管理の方法が具体的に示されているか。 ・健康診断又は理美容の訪問実施に伴う費用負担、出張費、実施頻度、利用者負担の考え方が整理されており、持続可能な仕組みとなっているか。
		11	10	・利用者の障がい特性、身体状況を踏まえた個別性のある入浴支援となっているか。 ・急変対応、安全管理の方法が具体的に示されているか。 ・プライバシー保護、羞恥心への配慮、同性介助への配慮等、利用者の尊厳保持に関する考え方が示されているか。 ・利用者によって偏りがなく、公平に入浴支援が受けられるよう創意工夫がされているか。
		12	10	・重度障がい者等の障がい特性や行動特性を理解しているか。 ・PT、OT、ST等の専門職の役割分担が明確か。 ・姿勢保持、呼吸、摂食嚥下、コミュニケーション、日常生活動作等への支援が具体的か。 ・家族への助言や家庭での継続支援が想定されているか。 ・医療機関等との関係機関との連携方法が具体的か。
		13	10	・加算の減額の見直しにおいて、創意工夫がされているか。 ・減額の見直しができなかった場合においては、その理由が正当であるか。
	独自提案	14	5	・法人の専門性、経験及びノウハウを生かした提案であり、本業務の目的に合致し、効果、実現可能性及び継続性が期待できるか。
合計		120		

※ 番号3・4・5・6・8・9・10・11・12・13は、評価段階における点を2倍する。
例えば、評価段階「A」の場合は、5点×2＝10点となる。